

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 趣旨

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、建設廃棄物の抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等（分別仕分け）および分別により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

また、再資源化により得られた建設資材は、積極的に使用すること。

2. 対象工事

建設リサイクル法の対象となる建設工事は、各工事の規模以上（表1）、かつ、特定建設資材が使用されている場合（表2）とする。

（表1） 対象建設工事（建設リサイクル法第9条第1項、施行令第2条）

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延べ床面積 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	延べ床面積 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	工事請負金額 1 億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	工事請負金額 500 万円以上

※ 舗装打ち換え工事は新築等（土木工事等）

※ 建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要となる。

（表2） 特定建設資材（建設リサイクル法第2条5項、施行令第1条）

特定建設資材	資材名
コンクリート	コンクリート塊（コンクリート二次製品）
コンクリート及び鉄筋から成る建設資材	PC 鉄筋コンクリート版など
木材	建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊

※ 伐採木、伐根、樹木剪定枝は、「建設リサイクル法」の対象外とする。

※ 伐採木、伐根は、産業廃棄物のため産業廃棄物処理法に準じる。

※ 選定枝は、一般廃棄物に区分する。

3. 事務の手続き（神奈川県ホームページ：建設リサイクル法参照）

建設リサイクル法に係る事務の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事請負契約締結の前に「説明書」を監督員に提出し、建設リサイクル法第12条に基づき、分別解体等の内容について説明すること。 契約後には、下請負者に対して、「説明書」に記載した内容を告げること。
- (2) 監督員は、建設リサイクル法第11条に基づき、工事を着手する7日前までに、「通知書」を神奈川県知事に提出すること。
- (3) 工事請負契約の一部として、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を契約担当課に提出すること。書面のうち、「別紙」については、想定される施設名を複数連記しても差し支えない。
- (4) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化すること。ただし、建設発生土木材については、

工事現場から50km以内に再資源施設がない場合に限り縮減を認める。

(5)再資源化等が完了したときは、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」を監督員に提出すること。

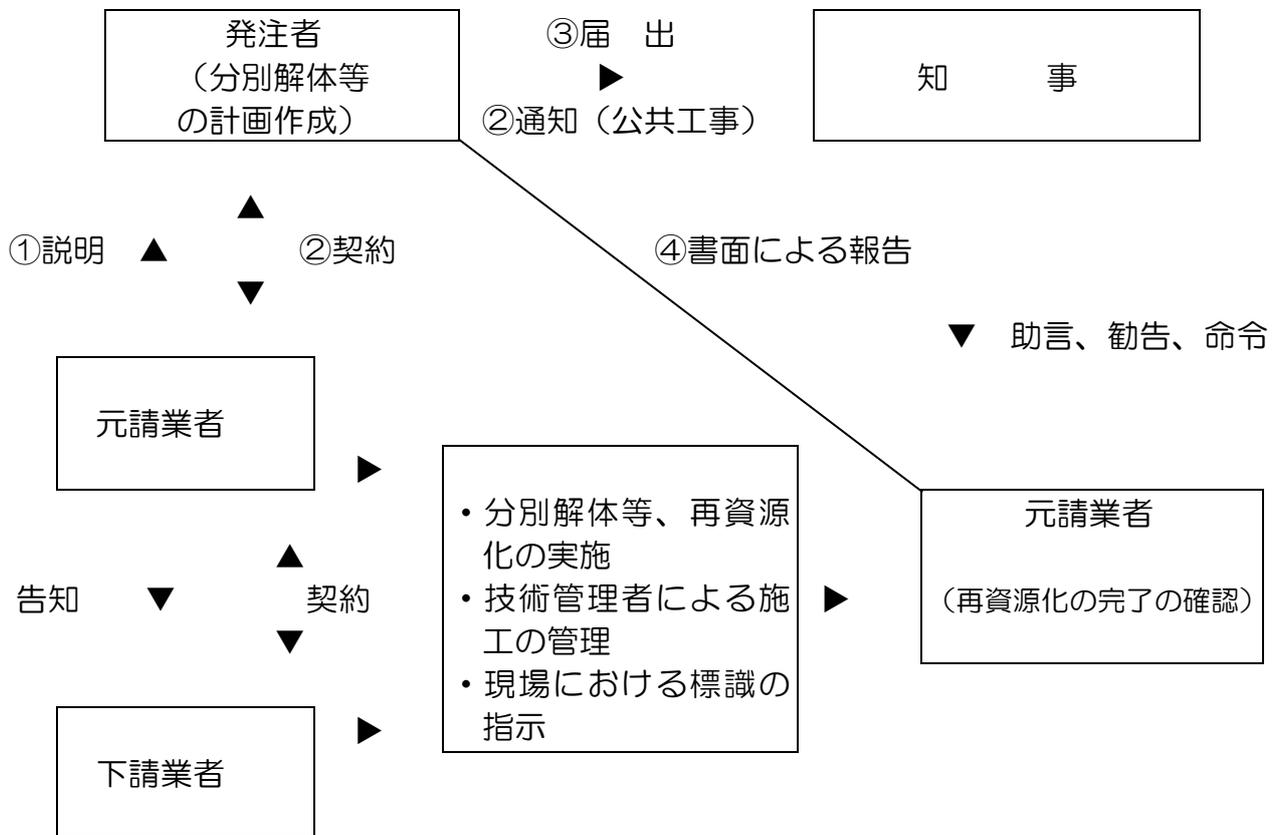
(6)その他、分別解体等及び再資源化等については、建設リサイクル法の趣旨をふまえ工事の施工にあたること。

4. その他

この特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

参考

1. 工事の発注から実施への流れ



2. 上記①～④に必要な様式等

		主に必要な様式	
①	説明	説明書	分別解体等の計画等（別表1～3のいずれか）
②	契約	請負契約書	法令13条及び省令第4条に基づく通知（いずれか）
③	届出	届出書	分別解体等の計画等（別表1～3のいずれか）＋その他（工程表など）
	通知 （公共工事の場合）	通知書	
④	書面による報告	再資源化等報告書	